

# 余 剰 電 力 売 却 仕 様 書

- 1 件 名 明石クリーンセンター余剰電力売却  
(区分別時間帯別単価契約)
- 2 予定売却電力量 24,000,000 kWh (年間)  
うち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定を受け、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で定められた買取期間満了を迎えたバイオマス分50%を見込む
- 3 履 行 期 間 令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで
- 4 履 行 場 所 明石クリーンセンターにおける特別高圧受電室内の明石市の70kV地中引込線立上がり機器直結型コネクタ(L型)の端末接続端子  
(受給地点)
- 5 接続電力系統 関西電力送配電株式会社
- 6 電 気 方 式 交流3相3線式、60Hz、77,000V
- 7 発 電 設 備 方 式 : 汽力発電  
燃 料 : 廃 棄 物  
発電出力 : 8,000 kW
- 8 認定発電設備 本施設は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第9条に規定されるバイオマス(一般廃棄物)発電設備の認定を受け、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」で定められた買取期間満了を迎えています。(売却電力量の50%相当を予定)
- 9 見 積 方 法 バイオマス分入札単価及び、それ以外の電力量につき下記時間帯別比率単価により算出した金額合計を提示のこと。

| 時間帯      | 期間中時間帯別比率 | 定義                                  |
|----------|-----------|-------------------------------------|
| 1.重負荷時間帯 | 5. 99%    | 夏季の平日の午前10時～午後5時までの時間               |
| 2.昼間時間帯  | 40. 36%   | 平日の午前8時～午後10時までの時間<br>ただし、重負荷時間帯を除く |
| 3.夜間時間帯  | 53. 65%   | 平日の午後10時～午前8時、平日以外の終日               |

※夏季とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。

また、平日とは、次に掲げる日以外とする。

- ・日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に定められた休日
- ・1月2日・3日、4月30日、5月1・2日、12月30日・31日

- 10 発電側課金 発電側課金については、本市の負担となるため入札単価には含めないこと。